

募集要項<タイプC>震災特例奨学金

第1 募集概要

I 申込資格

岩手県内に住所を有する者の子女で、高等学校（専攻科、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校高等課程（以下「**高等学校等**」という。）の**第1学年から第3学年**に在学する生徒であって、人物が優秀で、かつ、健康であって学資の支弁が困難な者。
<奨学金貸与規程及び奨学金事務取扱要綱（抄）>

- 1 岩手県内に住所を有する保護者（県外に一時避難している場合を含む。）である家計支持者が東日本大震災津波等により被災したことに起因する次のいずれかの事由により高等学校等への修学が困難となった生徒
 - (1) 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼
 - (2) 家計支持者の死亡、行方不明
 - (3) 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が3分の2程度以下に減少）
- 2 その他、学校長が特に必要と判断し、岩手育英奨学会長が上記1(1)～(3)と同程度と認める者

II 採用の種類

- 1 震災特例採用
- 2 申込期限 平成25年5月20日（月）必着
（随時受付しますので当会まで申し出てください。）
- 3 必要書類

	対 象 者	必 要 書 類
	申請者全員	奨学生願書
申請理由別添付書類	家屋の全壊・大規模半壊等	(1) 申出書 (2) り災証明書（写し可）
	家計支持者の死亡等	(1) 申出書
	家計支持者の収入減	(1) 申出書 (2) ①～②のいずれか1つ ① 収入減が確認できる書類いずれか1つ ア 平成22年分、平成24年度分の収入比較(所得証明書) イ その他震災に伴い収入が減少したことが確認できる書類 ② 天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し
	その他学校長が必要と判断する者	(1) 申出書 (2) 家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 (3) 家計支持者の収入減の場合は、上記家計支持者の収入減による書類

III 奨学金の貸与月額・貸与期間

1 貸与月額

区 分	公 立	私 立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

タイプA・Bとの併給はできません。タイプA・BからタイプC震災特例への変更は可能。

2 貸与期間

貸与決定月から平成27年3月まで

※ 本人の希望により平成25年4月までの遡及が可能

※ 現1年生及び2年生については、平成26年度の貸与も可能

IV 申込書類の提出

- 1 申込者に「奨学生願書」(以下「願書」という。)の必要事項を正確に記入させるとともに、記入事項、押印(本人・連帯保証人)を確認し、「り災証明書」等と一緒に提出させ、本会へ提出する。

V 推薦上の注意

本会へ申込書類を提出するに際しては、推薦基準により、奨学生としての資格を十分調査判定のうえ推薦する。

VI 申込書類の照会及び採否の決定

- 1 本会での選考にあたっては、願書その他の申込書類に不備があるもの、不審と思われるものは照会し、その回答により選考のうえ採否を決定する。
採否については、書類審査等により選考し、その結果については在学学校長を経由して本人に通知する。
- 2 本会からの照会事項については、調査のうえ定められた期限までに回答する。
- 3 不採用又は採用取消になった者の「願書」は、学校又は本会が責任を持って廃棄することとする。

VII 採用決定

- 1 採用決定の通知時期は、本会での願書締め切り後およそ1か月である。
- 2 採用決定通知の際、採用者には「奨学生証」「奨学生のしおり」及び「誓約書・奨学金振込口座届」を交付する。
なお、「誓約書・奨学金振込口座届」については、本会の定められた期限までに提出する。
- 3 採用者は連帯保証人・保証人の届け出が必要であること。

VIII 奨学金の交付

奨学金の交付は、原則として2か月に1回、2か月分ずつ「誓約書・奨学金振込口座届」で届けられた奨学生本人名義の預金口座(岩手銀行のみ)に振込む方法で行うものとする。

なお、特別の事情のあるときは、3か月分以上を合わせて交付することがある。

また、振込日(「奨学生のしおり」に記載)に変更がある場合は、学校へ通知する。

IX 奨学金の返還、返還猶予及び返還免除

1 奨学金の返還

- ① 奨学金は貸与であり、貸与終了後は規程にしたがって返還しなければならない。

なお、この奨学金は、卒業後の奨学生の向こう1年間の収入見込額が基準収入額を下回り、所定の「奨学金返還免除願」及び関係書類を提出した場合は、返還が全額免除される。(別紙1参照)

奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の貸与が終了したときは、「奨学金返還誓約書」を提出しなければならない。提出方法等は貸与終了時に通知する。

- ア 高等学校等を卒業したとき
 - イ 奨学金の貸与を廃止されたとき
 - ウ 退学したとき
 - エ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ② 返還は貸与終了後、当該事由の発生した日から6月後の日を起算日として最大14年以内に貸与された奨学金全額を返還する。
返還方法は、「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかを選択し、岩手銀行本支店の口座からの引落としによる。
- ③ **奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息(延滞期間6月ごとに5%)が課せられる。**

2 奨学金の返還猶予

- ① 在学中、奨学金を必要としなくなったときは奨学金を辞退させる。引き続き在学する場合は「奨学金返還猶予願」の提出により卒業時まで返還が猶予される。
- ② 卒業後上級学校に進学したときは、「奨学金返還猶予願」の提出により卒業時まで返還が猶予される。
- ③ 卒業後、災害、傷病又はその他真にやむを得ない事由によって返還が困難になった場合は、願い出により返還が猶予される。

3 奨学金の返還免除

- ① 本人が死亡又は精神若しくは身体の機能に著しい障がいを生じて労働能力を喪失し及び破産した場合、その返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、願い出によりその全部又は一部の返還が免除される。
- ② 本人の高等学校等卒業後の向こう1年間の収入見込額が「返還免除基準収入額」を下回り、卒業後、5か月以内に所定の「奨学金返還免除願」(様式第T17号)及び関係書類を提出した場合、返還が免除される。(別紙1参照)

第2 推薦方針

社会に有用な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、健康であって学資の支弁に困難があると認められる者を推薦すること。

推薦にあたっては、人物及び健康の基準を総合的に判定し、適格者を選考すること。その際、次の点に留意すること。

- 1 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- 2 父母(又はこれに代わる者)が、奨学金の趣旨を理解し、**将来の奨学金返還の義務等**についても**父母の立場から責任を自覚していること。**
- 3 推薦にあたっては、学校の設置した奨学生推薦のための機関(委員会等)に諮って決定すること。

第3 推薦基準

I 基準

(1) 人物について

学習活動その他校内校外の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、意志が強く、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

※ 「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

※ 「良識ある社会人」とは、一般的な意味のほかに、奨学金返還についても十分な責任感があると認められる者を意味する。

※ 人物については、選考委員・学校長・担任教員等による面接所見、その他学校における諸記録、生徒指導要録等を参照して総合的に判定する。

(2) 健康について

健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

※ 学校において行う健康診断により、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

ただし、身体に障がいのある人についても、修学上支障がなければ推薦して差し支えない。

第4 奨学生願書の作成

I 奨学生願書

- 1 奨学生願書については、『奨学金を希望する皆さんへ』の「奨学生願書の書き方」どおり正しく記入されているかどうか点検する。
- 2 記入漏れ、判読困難などの不備のある願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがある。
- 3 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、「採用取消」とするので、ありのままを記入するよう指導する。
- 4 申込者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申込者に訂正させたいうえ、訂正印を押させるか、又は点検者が朱書訂正する。
- 5 「氏名」は本名を記入するよう指導する。

第5 「誓約書・奨学金振込口座届」の作成

誓約書について

誓約書は、岩手育英奨学会の奨学金の貸与を受けるにあたり、連帯保証人・保証人とともに岩手育英奨学会奨学金貸与規程及びその他の諸規程に定める事項を遵守し、奨学生としての責任と誇りを持ち、返還の重要性を理解し返還することを確約してもらうことを目的としており、誓約書の提出のない者は、奨学金の貸与を受けることができない。

I 誓約書欄

- 1 採用決定後に「誓約書・奨学金振込口座届」と一緒に配布する「記入注意事項」に基づき、正しく記入するよう指導する。
- 2 貸与月額に記入もれ、間違いはないか点検する。
- 3 連帯保証人・保証人の選定は正しいかを点検する。
連帯保証人は、原則として父母とする。父母がいない場合は兄弟、おじ、おば等にする。
また、**保証人は独立の生計を営む者とする。**
- 4 押印もれが無いかを点検する。(ゴム印、スタンプ印(シャチハタ等)は不可)

II 奨学金振込口座届欄

- 1 用紙と一緒に配布する「記入注意事項」に基づき、正しく記入するよう指導する。
- 2 必ず奨学金申込者本人及び家族名義の普通預金口座(総合口座を含む。)を記入する。
※ 取扱金融機関は岩手銀行のみ。

別紙1

奨学金の返還免除について

この奨学金は、卒業後の向こう1年間の収入見込額が下記に掲げる「返還免除基準収入額を下回り、卒業後、5か月以内に所定の「奨学金返還免除願」(様式第T17号)及び関係書類を提出した場合、返還を全額免除されます。

ここでいう関係書類とは、雇用主が発行する「雇用証明書」(別紙2)をいいます。勤務先から証明書をもって、財団法人 岩手育英奨学会に提出してください。

「返還免除基準収入額」は次のとおりです。

最終卒業学校	返還免除基準収入額
高等学校、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)を卒業した場合(進学者を除く)	310万円
短大・高等専門学校、専門学校、専修学校(専門課程及び一般課程)、各種学校に進学し卒業した場合	350万円
大学に進学し卒業した場合	390万円

※ 大学や短大等に進学した場合は、「奨学金返還猶予願」(様式第13号)の提出が必要となります。

〒 020-8570

盛岡市内丸10-1

財団法人 岩手育英奨学会

☎・Fax 019-623-2050